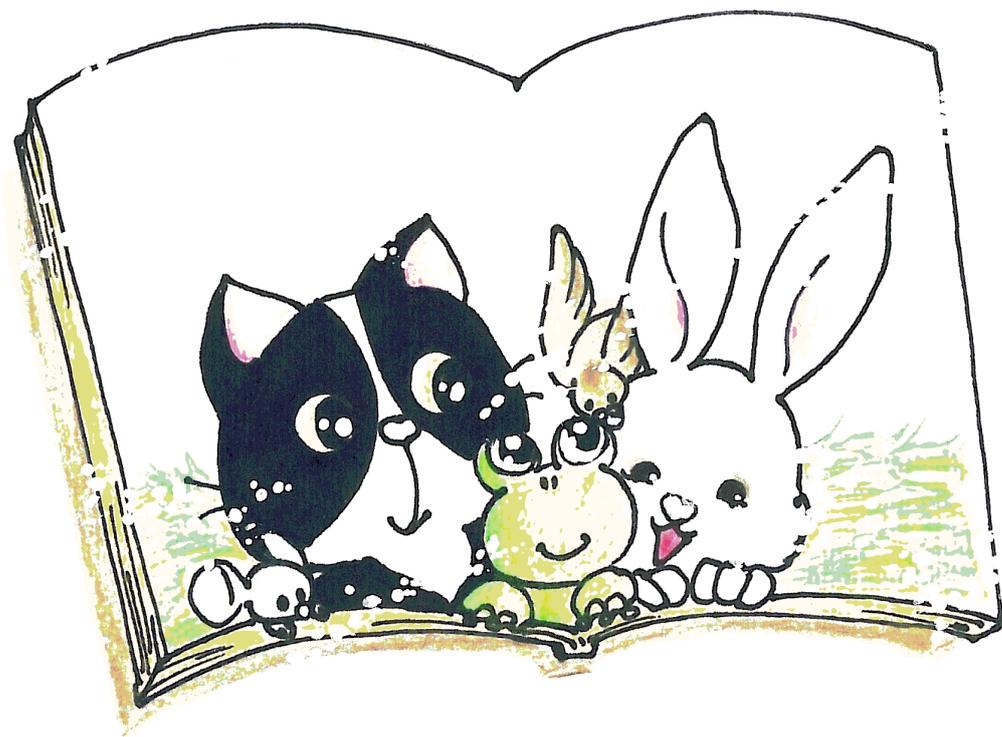


田村市 子ども読書プラン

創造力豊かな子どもたちを育てるために



平成21年10月

田村市教育委員会

子ども読書活動推進計画の概念

＜幼年期＞乳幼児期 ～

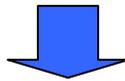
おおむね7歳



文字を読むことができない乳幼児期には、親と子のふれあいのための手段の1つとして、子どもの興味や発達段階に沿って編集された図鑑や科学絵本、豊かな感性を育むことに役立つ物語や絵本の読み聞かせがあります。

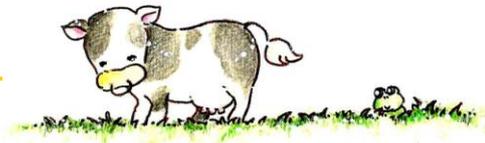
子どもたちは、これらの絵や文字、言葉の響きなどからさまざまな体験や情報、身近な大人が自分に関わってくれる安心感を得ながら健やかに成長していくことが重要です。

学童期近くになると、自ら文字を読むことができるようになる子どももでてきますので、周囲の大人たちには、子どもたちの興味を尊重しながら、多分野の本を与える工夫が求められます。



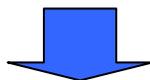
＜少年期＞おおむね8歳 ～

おおむね14歳



この時期には、話す、聞く、書く、読むなどのコミュニケーション能力が高まると同時に、興味や関心の幅が急激に広がり、子どもの好みも明確になってきます。

関心のある分野の本や雑誌は好んで読んで、関心のないものや苦手な教科に関連するものなどは、敬遠しがちになる傾向も見られるようになってきますので、活字だけに限らず、パソコンや視聴覚教材など多様なメディアの活用と、子どもたちが主体的に読書活動に関われるような環境整備や家庭での働きかけなどの工夫が大切です。



＜青年期＞おおむね15歳 ～

おおむね18歳



青年期には、少年期よりもさらに興味や関心のある分野への傾倒が深まり、読書そのものへの関心の有無は、子どもの個性と同様に個人によって大きく異なります。

楽しみのための読書に加え、上級学校での学習や進学にともない、調査や研究などの性格を帯びた読書も増えてくる時期でもあります。

子どもの人生設計の上でも重要な時期を迎える子の世代の読書は、大いに推奨されるべきであり、読書環境を整えることは、周囲の大人に課せられた責務とも言える大切な役割です。

目次

第1章	はじめに	1
○	子どもの読書活動推進の体系図	2
第2章	子ども読書活動推進計画	3
1	家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	3
(1)	家庭における取り組み	3
(2)	地域における取り組み	4
(3)	学校等における取り組み	7
2	支援を必要とする子どもの読書活動の推進	8
第3章	計画の推進体制	9
1	市における推進体制の整備	9
2	県立図書館、公立図書館との連携・協力	9
資料		
○	子どもの読書活動の推進に関する法律	10
○	田村市子ども読書活動推進計画作成委員名簿	12



市では、「田村市子ども読書活動推進計画」を広く市民に親しんで頂くため「田村市読書プラン」と称し推進します。

第1章 はじめに

読書は、人類が獲得した文化であり、読書習慣を身につけることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産としての生きる力ともなり、楽しみの基ともなるなど、読書の大切さは誰しもが認識しているところです。しかし、活字離れの著しい現代社会にあっては、子ども^{※1}の「読書離れ」が依然として見られるなど、子どもの読書活動を推進する上で抱えている課題は深刻かつ切実なものがあります。このような中において、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるようにすること、特に、子どもの周囲にいる大人が自ら読書に親しみ、その楽しさや素晴らしさを伝えていくこと、子どもの周りに本がいつもあることなど、人的にも物的にも読書についての豊かな環境整備を意図的に進めていくことが強く求められています。また、国では、この読書活動の重要性を再確認し、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定するとともに、基本となる方針と具体的な方策を示しました。福島県においては、平成15年度に「子ども読書活動推進基本計画」を策定し、平成22年度までを実施期間として子どもの読書活動の推進を県民運動として展開しております。

本市においては、このたび子どもの読書活動の推進のため、保健福祉部社会福祉課、教育委員会学校教育課、生涯学習課、市図書館、学校図書館協議会田村支会など関係機関の連携のもと、「子ども読書活動推進計画策定検討委員会」を設置するとともに、田村市図書館協議会^{※2}委員はじめ、関連諸団体の皆様の貴重なご意見をいただきながら、「田村市子ども読書プラン」（田村市子ども読書活動推進計画）を策定いたしました。

本計画は、「地域が育て地域で育つ」市民参加の教育のスローガンのもと、家庭、学校^{※3}地域（PTAや社会教育団体、民間団体、各種ボランティア^{※4}などを含む）がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動の推進を市民挙げて展開するために、その基本となる方針と具体的な方策を明らかにしたものです。市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、子どもたちが、読書を通して豊かな感性・情操を備え、幅広い知識・教養と強く生き抜く力を携えた人として成長されますことを心から願っております。

なお、本計画の実施期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

※1 「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をさします。

※2 「田村市図書館協議会」とは、図書館法第14条、市図書館条例第13条及び施行規則第21条の規定に基づき設置、教育委員会が任命し6人以内をもって組織されています。

※3 「学校等とは」、学校教育法第1条の学校（短大、大学を除く。）、同法第82条の2の専修学校及び同法第83条の各種学校のうち公立及び市立のものをさします。

※4 「民間団体、各種ボランティア」

- ・読み聞かせ 5団体
- ・民話の会 3団体
- ・読み聞かせ等登録ボランティア 41名

子どもの読書活動推進の体系図

創造力豊かな子どもたちを育むために



第2章 子ども読書活動推進計画



1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を営む場である家庭・地域（図書館、公民館、保健センター、保育施設^{※5}、児童福祉施設^{※6}など）と学校等（幼稚園を含む）において、それぞれの場で子どもの読書環境を整備・充実し、読書推進への取り組みを進めていくことが望まれます。

（1）家庭における取り組み

子どもの健やかな成長の基盤は家庭にあることは言うまでもありません。乳幼児期の頃から絵本などの読み聞かせにより、本を読むことの楽しさに触れることは、ことばの獲得はもちろん、豊かな人間性を育む上でも大切なことです。

また、子どもと同じ時間に親も一緒に読書することは、子どもの読書習慣を形成する基盤になります。読書活動の大切さを認識し、子どもの成長に応じて生活の中に読書に親しむ機会を取り入れ、読書の時間を継続して確保していくことが大切です。

《施策の方向》

市では、保健センターや保育施設、児童福祉施設と市図書館が連携し、読書の大切さ、楽しさを乳幼児期から体験していただくために、さまざまな機会を利用して、啓発活動をさらに強化していきます。

- ◎ 読書活動の意義についての意識啓発を図るため、読み聞かせや読書の楽しさを味わう機会を提供するとともに、家庭における子どもの発達段階に応じた読書習慣づくりの重要性について機会をつくり理解を求めていきます。
- ◎ 家庭内での親の読書は、自分のためだけではなく、子どもが読書に興味を持ち知識を深めるための手本となり、何よりもその姿勢が読書への動機付けとなり、子どもに大きな影響を与えます。親も家庭の中で読書をするよう家庭読書の日を決めるなどして、働きかけに努めます。

※5 「保育施設」市立保育所、子ども園、認可外保育所（民間託児所）

※6 「児童福祉施設など」三世代ふれあい交流館、常葉児童生活センター、児童館、子育て支援センター

○乳幼児期

乳幼児健康診査や育児相談日の機会を利用して、田村市版ブックスタート^{※7}事業を実施し、読書活動への取り組みを促します。

○幼児期～学童期・青少年期

読書習慣形成の上で、家庭の役割の大切さを認識していただくため、家庭における読み聞かせの方法や本の選び方、すい選図書を紹介、公共図書館の利用情報など、幼稚園や保育所及び学校での様々な機会を利用し広報誌等により理解を促します。

(2) 地域における取り組み

地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たすのは市図書館と各地区の分館（以下、市図書館等という）です。さまざまな本と出会い、読書の楽しさや学ぶ喜びを知る場として図書館の活用を推進していきます。

《施策の方向》

市図書館等では、司書などの専門・担当職員により、子どもの要望に可能な限り応えられる図書資料の収集・提示、見やすく探しやすい書架づくり、親しみやすい子どものスペースの確保、おはなし会の開催など幅広い読書活動のための機会や空間を充実させます。また学校や幼稚園、保育所及び民間団体、ボランティア等との連携・協力を通して、子どもの読書活動推進に向けた取り組みの充実を図ります。

また、図書館の職員はじめ、子どもの読書活動にかかわるメンバーの研修に力を入れ、その資質向上を図っていきます。

① 市図書館等における取り組み

本市では、田村市図書館の他、滝根分館、大越分館、都路分館、常葉分館の4つの分館をもち、各館で地域の図書館として市民の皆さんに利用していただいています。また、各館の連携を深め運営にあたっており、子どもの読書活動推進においてもその役割と機能を十分に果たしていきます。

◆
※7「田村市版ブックスタート」

1992年、英国で始まりまった啓蒙活動。すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と、絵本を手渡す活動。ただし、田村市では、啓蒙活動に力点をおくという観点から、読み聞かせの実演とブックリストと読み聞かせの必要性などをパンフレットとして配布している。

- ◎ 子どもと本との出会いの機会をさらに豊かなものにするために、児童書及び、子どもの読書活動に関する資料などの充実に努めます
- ◎ 子どもが利用しやすい書架づくりや児童書コーナーの設置などの環境整備に努めます。
- ◎ 読み聞かせ^{※8}やブックトーク^{※9}など本との出会いの場・機会を提供し、子どもへのよりよいサービスを研究し、保護者や関係者からの読書情報の求めに応じたり、適切な助言を行うように努めます。
- ◎ 県立図書館・県内外公共図書館はもとより、大学図書館や類縁機関との相互協力、情報交換を密にして、子どもたちの読書活動の支援を積極的におこないます。
- ◎ 市内の小・中学校と市図書館等とが連携し、発達段階に応じた読書啓発活動（おはなし会やブックトークなど）や、調べ学習などの学習支援、学校の要望による図書の出には、可能な限り積極的に応じていきます。
- ◎ 開館日や開館時間の設定に当たっては、利用者の声を十分に反映するように努めていきます。
- ◎ 障がいのある子どもに対しては、その子どもが活用できる資料の充実を図り、図書館利用の際の支援・介助などに努めます。
- ◎ 市図書館等の情報を発信するためのホームページの開設・利用者用コンピュータの設置、インターネットによる蔵書検索システムの導入により、図書館の情報化を計画的に推進します。
- ◎ 子どもたちの読書活動推進に取り組んでいる団体、読書ボランティアの育成と活動への指導や助言などの支援を図ります。



◆
※8「読み聞かせ」

主に乳幼児に本の挿絵などを見せながら、読んで聞かせること。

※9「ブックトーク」一つのテーマに沿って、本を紹介し、「読んでみたい」という意欲を促す技法

② 他の施設における取り組み

- ◎ 社会教育施設、保育施設、児童福祉施設などにおいて保護者を対象に、子どもの読書活動推進への啓発や広報を行い、読書の重要性や親のかかわり方をあらゆる機会を活用して理解を深めていきます。また、施設の特徴を生かした蔵書や読書啓発資料を配備し、読書活動推進の充実に努めていきます。
- ◎ 市図書館等と連携を強化し、乳幼児期から発達段階に応じた読書習慣形成の大切さについて、理解を深められるような事業の計画実施を継続的に展開します。
- ◎ 市図書館等と連携して、地域や施設の実態に応じて、図書利用の利便性を高めていきます。
- ◎ 施設や利用者の実態に応じた読み聞かせや、読書体験活動を企画し、子どもたちが参加しやすい場を提供します。
- ◎ 家庭や学校等における子どもの読書活動を効果的に推進するために、PTAはじめ市民に対し、広報誌等を利用し、情報の提供を積極的に行います。
- ◎ 学校施設で推進している放課後子ども教室^{※10}（本市では通称「めだかの学校」）においても図書コーナーを設置し、楽しく自由に閲覧できる場を設けるとともに、読み聞かせ等を行い子どもが本に触れられる機会を積極的に作ります。

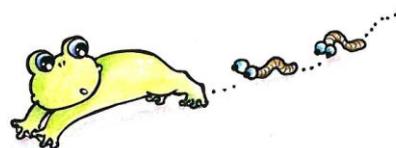


◆
※10 「放課後子ども教室」全児童を対象とした、放課後の子どもたちの安全で、健やかな居場所（小学校内に設置）

(3) 学校等における取り組み

学校等における読書活動は、読書の喜びや楽しさを知るとともに、読書の習慣を身につけさせる上で核となるものです。幼稚園、小学校、中学校とその発達段階を踏まえての読書活動を推進し、多様な本との出会いや読書への関心を持たせるなどの読書の習慣づくりが望まれます。また、学校図書館^{※11}は学習を支援する場でもあり、調べ学習を通して目的をもって計画的に図書館活用能力を高めていくことも大切です。そのために読書活動と学習・情報センターとしての図書館活用の両面から幼稚園、小学校、中学校の連携を図った取り組みを充実していきます。

《施策の方向》



学校等現場での読書計画や図書館教育年間指導計画の策定に努め、児童・生徒はもとより、教職員・保護者が一体となった取組を展開していきます。

- ◎ 子どもの読書習慣の確立や学習への効果的な図書館の活用を図るため、各学校等で図書館環境の整備を行い、児童・生徒の興味や関心を高める図書館づくりに努めていきます。
- ◎ 子どもの読書活動推進のために、各学校等の教育活動全体の視点から読書活動を見直し、計画的に読書活動が推進できるようにしていきます。
- ◎ 「子ども読書の日^{※12}」や「読書週間^{※13}」など子どもや学校等の実態に応じた活動を充実できるように促し、読書活動推進のための取り組みを充実させます。
- ◎ 小・中学校等の図書については、学校図書館図書基準を満たすとともに、予算措置による計画的な図書の整備を行い、蔵書の充実を図ります。22年度からは学校図書館の蔵書のデータベース化を段階的、計画的に進め、図書の整備を市の図書館で一括して行い、蔵書管理と図書利用の利便性が高まるようにします。

※11「学校図書館」文部科学省が定めている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の基準。例えば、6学級以上の小学校では5,080冊などと定められ、学校図書館図書基準達成のため、国による地方財政措置が取られています。

※12「子ども読書の日」(4月23日)子どもの読書活動の推進に関する法律において、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた。

※13「読書週間」社団法人読書推進運動推進協議会により、10月27日から11月9日までの2週間が、読書を推進する行事を集中して行う期間として、定められています。

- ◎ 学校図書館と市図書館等との連携を図り、市図書館等の施設や蔵書の積極的な利用や研修会を通して、読書活動の充実を図っていきます。
- ◎ 幼稚園・学校と地域との人的交流の一環として、読み聞かせボランティアと連携した、子どもの実態に応じた活動を計画的に行い、読書への興味や関心を高め、読書習慣の形成を図ります。
- ◎ 司書教諭や学校司書など^{※14}の担当者が読書活動推進のための任務を十分に果たすことができるようにするため、必要に応じて資質、能力向上のための研修の機会を設けていきます。
- ◎ 家庭との連携による読書習慣の形成に向け、地域の実態に応じて「家庭読書の日」などの運動を積極的に呼びかけ、家庭での読書活動が充実するよう図っていきます。
- ◎ P T Aや読書ボランティアなどに図書館環境充実への協力を呼びかけ、子どもの読書活動に関する取り組みを広げていきます。また学校支援本部事業での読書活動への支援も工夫していきます。
- ◎ 読書活動の取り組みや図書館を活用した調べ学習の充実に向け、幼稚園・小学校・中学校と市図書館等との連携した取り組みを図っていきます。

2 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

すべての人々が安心して快適な生活ができるようにしようとする「ユニバーサルデザイン」^{※15}の観点から、様々な障がいのある子どもや、特別な支援を必要とする子どもたちが、地域において自主的に読書活動を行い、読書を楽しめる環境を整備することが重要です。

《施策の方向》

- ◎ 特別な支援^{※16}を必要とする児童・生徒の障がいの実態や発達段階に応じた読書活動を推進するため、これらの子どもの自主的な読書活動に必要な図書資料等の整備を促進します。

◆
※14 「司書教諭」学校図書館の運営を専門的に担当する教諭 「学校司書」司書教諭の配置がないまたは、その補助を担当する事務職員

※15 「ユニバーサルデザイン」年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、初めからすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考えかた。

※16 「特別な支援」知的障がい、情緒障がい、視覚・聴覚障がい、肢体不自由

第3章 計画の推進体制

1 市における推進体制の整備

この計画を効果的に推進していくためには、そのための体制整備が必要です。市においては、教育行政^{※17}、福祉行政^{※18}を核とする各種団体と連携し協力体制を図りながら、計画の推進に関する提言、広報・啓発方法等について検討を行っていきます。

なお、本計画については、実施期間を平成21年度から平成25年度までの5年間とし、3年を経過した時点で広く市民のご意見を取り入れながら計画推進の方策を検証していきます。

2 公共図書館等^{※19}との連携・協力

この計画の推進にあたっては、県立図書館をはじめ、県内外の公共図書館はもとより、子どもと関わるさまざまな機関との連携・協力が不可欠です。密接に連携・協力を図り、施策の効果的な推進を図っていきます。



◆
※17「教育行政」： 教育委員会 学校教育関係団体 図書館協議会 社会教育関係者
※18「福祉行政」： 社会福祉課 保健課
※19「公共図書館等」学校、博物館、公民館、研究所

資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員

団体・部局等	職 名	氏 名	備 考
学校関係者	学校図書館協議会田村支会長	矢 澤 武 志	関本小学校長
保健福祉部	社会福祉課 課長	山野辺 清	
	同 子育て支援担当者	桑 原 春 光	
教育委員会	生涯学習課 課長	梅 津 克 臣	
	同 社会教育主事	吉 田 泰 久	
	図書館 館長	橋 本 裕 子	
	学校教育課 課長	佐久間 光 春	
	同 主任指導主事	根 内 喜代重	

田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会ワーキンググループ構成員

団体・部局等	職 名	氏 名	備 考
学校関係者	学校図書館協議会田村支会長	矢 澤 武 志	関本小学校長
保健福祉部	社会福祉課 子育て支援担当者	桑 原 春 光	
教育委員会	生涯学習課 社会教育主事	吉 田 泰 久	
	図書館 館長	橋 本 裕 子	
	学校教育課 主任指導主事	根 内 喜代重	

田村市図書館協議会委員

番号	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	山 上 俊 朗	社会教育団体代表（市文化協会副会長）	
2	佐久間 典 子	おはなし会代表（船引）	
3	蒲 生 和 世	利用者代表（滝根）	
4	渡 邊 宗 一	利用者代表（大越）	
5	遠 藤 宏 毅	利用者代表（船引）	

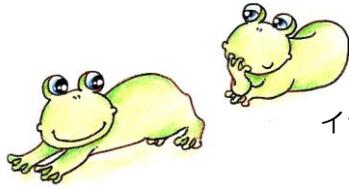


イラスト 渡辺まさこ